

福島銀行「いつでもどこでも支店」カード規定

1. 「いつでもどこでも支店」取引規定等

「いつでもどこでも支店」カード規定の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の「いつでもどこでも支店」取引規定および別途当行が定める各取引規定に基づくものとします。

2. キャッシュカードの利用

- (1) 普通預金（総合口座）について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。
 - ① 当行の現金自動預入払出兼用機（現金自動支払機を含みます。以下「ATM」といいます。）を使用して普通預金（以下「預金」といいます。）に預け入れをする場合
 - ② 当行および当行がオンラインATMの共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）のATMを使用して預金の払戻しをする場合。
 - ③ 当行の自動振込機（振込を行うことができるATMを含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込みの依頼をする場合。
 - ④ その他当行所定の取引をする場合。

3. ATMによる預金の預け入れ

- (1) ATMを使用して預金に預け入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順にしたがって、ATMにカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる1回あたりの預け入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座についてカードによる預け入れを行い、ご利用明細の発行を希望される場合には、ATMから預金残高のみを記入した「ご利用明細」を発行します。預け入れ金額は印字されませんので、画面表示で確認してください。

4. ATMによる預金の払戻し

- (1) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる払戻しは、ATMの機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは別にお知らせした当行所定の範囲内とします。ATMを使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

5. 振込機による振込

振込機を利用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順にしたがって、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号他所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、払戻請求書の提出は必要ありません。

6. 自動機利用手数料等

- (1) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定のATMの利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、払戻請求書なしでその払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

7. ATM・振込機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等によりATMによる預入の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預け入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行のATMによる払戻しの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 第2項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により当行の振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、第2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

8. カード・暗証番号の管理等

- (1) 当行は、ATMまたは振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないように保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合は、当行所定の届出書を当行に提出してください。

9. 偽装カードによる払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

10. 盗難カードによる払戻し等

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正に使用され生じた払戻しについては、次の各号の全てに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 第1項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「損失補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は損失補てん対象額の4分の3に相当する額を補てんするものとします。
- (3) 第2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれか一つにでも該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれか一つにでも該当する場合
 - A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。介護ヘルパーなどを含まない。）によって行われた場合
 - C. 本人が被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

11. カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または氏名、代理人その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届け出てください。

12. カードの再発行等

- (1) カードの盗難、紛失等の場合におけるカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

1 3. A T M・振込機への誤入力等

A T M・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先のA T Mを使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

1 4. 解約等

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを福島銀行「いつでもどこでも支店」(以下「当店」といいます)に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行所定の方法により当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①第15条に定める規定に違反した場合
 - ②預金口座に関し、最終の預け入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
- (4) 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから10年間(残高が10,000円に満たない口座の場合5年)利息決算以外の入出金がない場合、カードの利用を停止します。再度、利用したい場合は、当行所定の方法により本人確認を行い、カードを再発行していただきます。

1 5. 譲渡、質入れの禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

1 6. デビットカードサービス

当店で開設するカードはデビットカードサービスの利用ができます。本人の申出により、利用を停止することができます。

1 7. 代理人によるカード発行

当店で開設する普通預金口座については、代理人によるカード発行はいたしません。

1 8. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規定の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)